

成長の、可能性を広げる。

社外高度人材活用

新事業分野開拓促進債務保証



社外高度人材を活用して新事業分野を開拓するための、資金の借入をお考えですか？

新たな事業分野を開拓すべく、
優秀なエンジニアに協力を依頼したい。

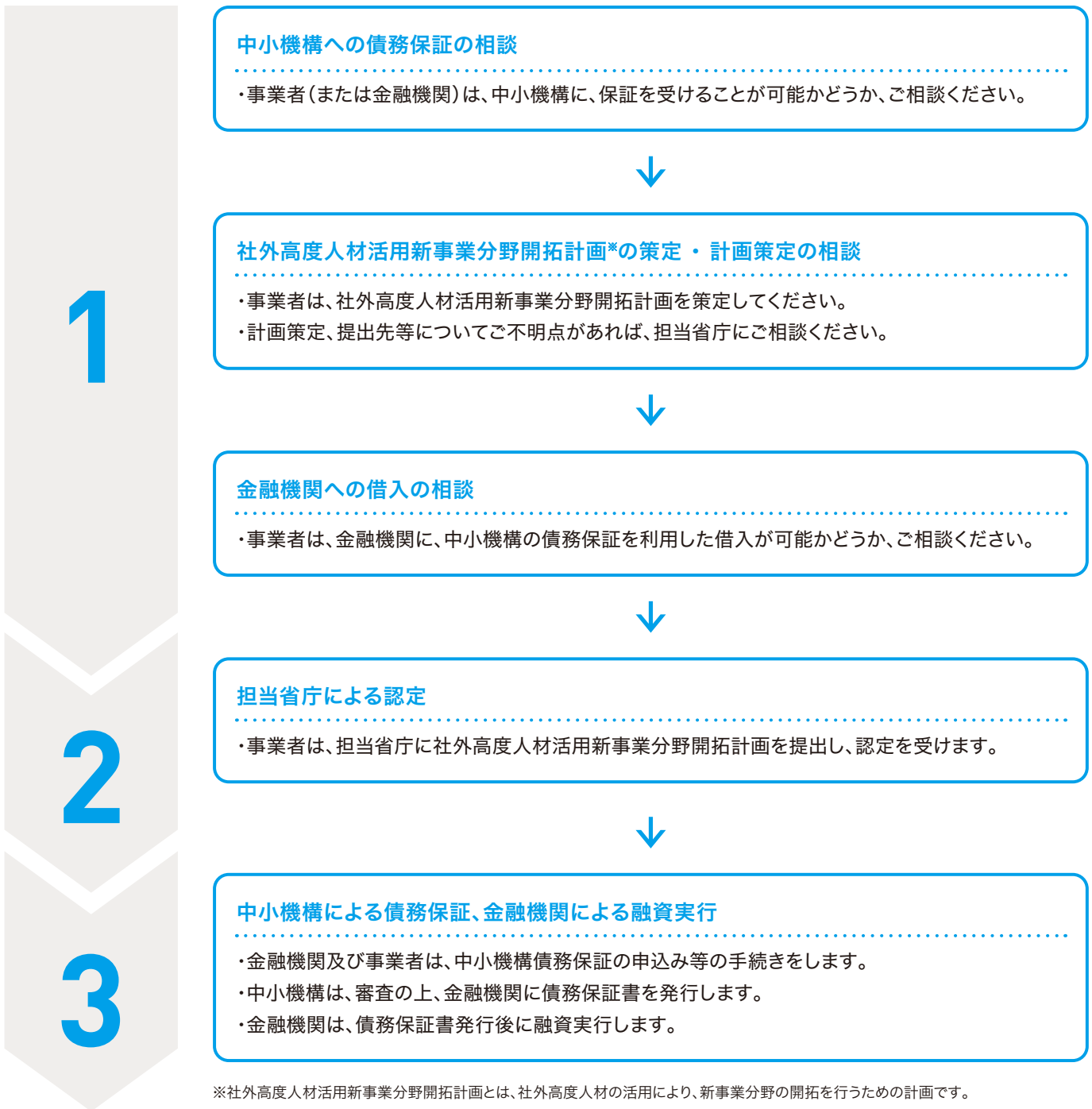
事業の成長に必要な知見を持つ
ベンチャーキャピタルの人材に
協力してもらいたい。



中小機構は、新たな事業分野を開拓する事業者を、債務保証を通じて応援します。

- ・最大50億円の借入に対応します。(保証割合は50%)
- ・設立から10年未満の新規中小企業者等が対象となります*。
- ・本制度のご利用にあたっては、国による社外高度人材活用新事業分野開拓計画の認定が必要です。

■ 支援の流れ



■ 保証条件

対象事業者	社外高度人材活用新事業分野開拓計画の認定を受けた事業者であって、信用保証協会等の保証を受けることが困難なもの(信用保証制度の対象外である場合や、同制度の保証枠を使い切っている場合等)。
保証料	中小機構に対して債務保証料をお支払いいただきます(年率0.4%)。
注意事項	中小機構の債務保証の審査は、担当省庁による社外高度人材活用新事業分野開拓計画の認定審査とは別に行います。認定を取得しても債務保証を受けられない場合があります。

お問い合わせ 独立行政法人中小企業基盤整備機構 ファンド事業部 事業基盤支援課

【住所】〒105-8453 東京都港区虎ノ門3-5-1 虎ノ門37森ビル

【TEL】03-5470-1575

中小機構 債務保証

検索